

第12回医療計画の見直し 等に関する検討会	参考 資料
平成30年1月22日	5

事務連絡  
平成29年9月20日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 基準病床数の算定方法における留意事項について

第7次医療計画における基準病床数の算定方法については、「医療計画について」（平成29年3月31日付け医政発0331第57号厚生労働省医政局長通知）により示しているところですが、作業を進めるに当たっては、下記の点に留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

一般病床及び療養病床に係る病床利用率については、単に厚生労働大臣が定める値をそのまま利用しなければならないのではなく、厚生労働大臣が定める値が、各地域における直近の病床利用率を下回る場合には、厚生労働大臣が定める値以上当該地域における直近の病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定めた値を利用することができるものであること。このため、地域の実情に応じ、当該地域における直近の病床利用率を定めることも可能であること。

なお、各地域における直近の病床利用率については、9月下旬に公表が予定されている病院報告の平成28年分の結果や各都道府県において作成している病院報告台帳の月次のデータ、病床機能報告、独自の調査結果を活用することが考えられること。データの活用について疑義等ある場合は、適宜、当課あて相談されたい。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課  
藤本、佐藤、竹内、古川

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp